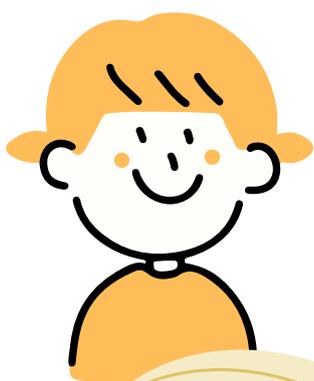


店舗認証制度

認証店舗募集



親子で利用
しやすい店舗

地産地消推進
店舗

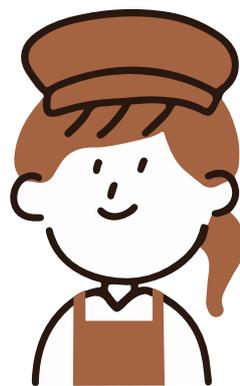
ユニバーサル
デザイン対応店舗



認証店舗になると...

清瀬市ホームページ
で店舗を紹介！

認証プレート
を授与！



(イメージ)

清瀬市では”誰もが安心して快適に過ごせるまちづくり”と”地産地消推進”のため、認証基準に該当する市内事業者さんを店舗認証しています。

詳細・申請書ダウンロードはこちら
(清瀬市ホームページ)



認証制度概要

お申込みは①～③のうち、1つでも複数でも可能です！

①ユニバーサルデザイン対応店舗認証

(1)対象

- ア 中小企業基本法第2条又は中小企業信用保険法に基づく中小企業者であること
- イ 中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業（フランチャイズチェーン方式）でないこと
- ウ 市内に主たる事業所を置く個人又は市内に事業所を有する法人

(2)認証基準

清瀬市ユニバーサルデザイン対応店舗認証チェックリストの認証基準適合率が必須項目を満たし、50%以上である店舗 ※チェックリストは市公式ホームページからご確認ください

②親子で利用しやすい店舗認証

(1)対象

- ア 中小企業基本法第2条又は中小企業信用保険法に基づく中小企業者であること
- イ 中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業（フランチャイズチェーン方式）でないこと
- ウ 市内に主たる事業所を置く個人又は市内に事業所を有する法人

(2)認証基準

以下(1)～(10)の内、1項目以上を満たし子育て支援に積極的に取り組む店舗等

- (1) 粉ミルク用のお湯の提供 (2) おむつ替えスペースの確保 (3) トイレにベビーキープを設置
- (4) 授乳スペースの提供 (5) キッズスペースの提供 (6) ベビーカーの店内利用可
- (7) 商品の割引 (8) 景品の提供 (9) ポイントの付与 (10) その他利用者に資するサービスの提供

③地産地消推進店舗認証

(1)対象

地産地消の取り組みに賛同し、清瀬市産食材(★)の利用拡大に積極的に取り組み、清瀬市産食材を提供または活用している事業所等(下記リスト参照)

★清瀬市産食材・・・清瀬市内にて生産または収穫された農産物

(2)認証基準

対象事業者等	認証基準
販売店等 (量販店、小売店) ※直売所を除く	下記、(1)及び(2)の基準に該当すること。 (1) 量販店及び小売店については、清瀬市産食材の売場面積が概ね2㎡以上常設していること。(旬の食材が取り扱えない時期を除く) (2) 清瀬市産の表示を行っていること。
飲食店等	本事業で認証された販売店など(量販店、小売店)で購入した清瀬市産食材もしくは生産者から直接購入(直売所からの購入も含む)した清瀬市産食材を継続して1品以上使用し、メニューなどへ「清瀬市産」であることを表示していること。
食品製造業等	本事業で認証された販売店等(量販店、小売店)で購入した清瀬市産食材もしくは生産者から直接購入(直売所からの購入も含む)した清瀬市産食材を継続して使用し、製造した商品に「清瀬市産」であることを表示していること。

【お申込み方法】

清瀬商工会へ事前にご連絡いただき、申請書を窓口または郵送(簡易書留等)にてご提出ください。

【お申込み・お問い合わせ先】

清瀬商工会
〒204-0021 清瀬市元町1-2-11 アミュービル5階
☎042-491-6648 受付時間：平日午前9時～午後5時